

公益財団法人日本体育施設協会 体育・スポーツ施設功労者表彰規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本体育施設協会（以下「協会」という。）定款第4条の規定に基づき、体育・スポーツ施設功労者の表彰を行う場合は、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類と方法)

第2条 表彰の種類と方法は次のとおりとする。

- 一 表彰は、功労者表彰と感謝状贈呈とする。
- 二 功労者表彰は、日本体育施設協会会長表彰とし、会長名による表彰状を個人、グループ及び企業に授与する。
- 三 感謝状贈呈は、日本体育施設協会会長名による感謝状を個人及び企業に贈呈する。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 協会の維持会員である都道府県体育施設協会に加盟している会員の体育・スポーツ施設等に勤務する者（常勤の嘱託者、契約者を含む。）
- 二 協会の特別会員である法人及びこれに所属する者
- 三 協会の役員等
- 四 協会事業への協力者及び協力団体
- 五 その他、全国の体育・スポーツ施設等に勤務する者

(表彰状を授与される者の選考基準)

第4条 表彰状を授与される者の基準は、次のとおりとする。

- 一 協会の維持会員に所属する市区町村の体育・スポーツ施設に勤務し、施設の維持管理業務、運営指導業務等に従事した者で、その年の3月31日(同日付け退職者を含む)に通算10年以上勤務し、成績が特に優秀な満40歳以上の者
- 二 協会の維持会員に所属する企業等に勤務し、施設の維持管理業務、運営指導業務等に従事した者で、その年の3月31日(同日付け退職者を含む)に通算10年以上勤務し、成績が特に優秀な満40歳以上の者
- 三 協会の特別会員に所属する法人等に勤務する者で、体育・スポーツ関係の施設整備及び用器具等の開発・改善に努力し、成績が特に優秀な満40歳以上の者。
- 四 協会の特別会員に所属する法人等で、わが国の体育・スポーツ施設の発展・改善に著しく貢献してきた法人。
- 五 全国の体育・スポーツ施設等に勤務する者で、施設の管理・運営及び施設設備・用器具の改善等に努力し、広く社会的に実績が認められた満40歳以上の者。

(表彰状を授与される者の推薦者数)

第5条 維持会員に所属する者の推薦については、1団体2名程度とする。

- 2 特別会員に所属する者の推薦については、各部会ごとに候補者を厳正審査の上、各部会長名で推薦し、推薦者数は5社につき1名程度を目安とする。
- 3 全国の体育・スポーツ施設等に勤務する者の推薦については、1団体1名とする。

(感謝状を授与される者の選考基準)

第6条 感謝状を授与される者の基準は、次の各号に該当する者とする。

- 一 協会及び維持会員の役員として4年以上在任した者
- 二 特別会員部会で各部会の役員として4年以上在任した者
- 三 体育・スポーツ施設の建設に特段の功績があった個人又は法人
- 四 協会の事業に賛同し、多額の金品を寄付した個人又は法人
- 五 前各号のほか、協会の運営等に特段の功績があった個人又は法人

(推薦手続き)

第7条 被表彰者の推薦は、別記様式第1号～第3号により協会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(被表彰候補者の推薦)

第8条 協会の会長が、第4条で特に必要と認めた者、また、都道府県体育施設協会会長及び特別会員各部会代表者が第4条により特に必要と認めた者を、それぞれ被表彰候補者として推薦するものとする。

- 2 第4条第五項に該当する者については、その所属長が必要と認めた者を、その施設が所在している市区町村長の承認を受けて推薦する。

(被表彰者の決定)

第9条 会長は、前条により推薦された被表彰候補者の中から、別に定める選考委員会に諮り、被表彰者を決定する。

- 2 第3条第4号の感謝状贈呈については、会長の決裁事項とする。

(表彰)

第10条 表彰については、毎年全国体育施設研究協議大会の際に挙行する表彰式にて行う他、必要の都度実施できるものとする。

(規程の改正)

第11条 この規程は、理事会の承認を経て改正するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。